
プロジェクト 保険契約**項目 保険契約全般に関する会計基準のあり方に関する検討**

I. 本資料の目的

1. 本資料は、保険契約全般に関する会計基準に関連する状況をご説明し、保険契約全般に関する会計基準のあり方の検討を開始することについてご意見を伺うことを目的としている。

II. 保険契約全般に関する会計基準に関連する状況

(国際的な会計基準の状況)

2. 保険契約に関する国際的な会計基準については、国際会計基準審議会（IASB）により 2017 年 5 月に IFRS 第 17 号「保険契約」（以下「IFRS 第 17 号」という。）が公表され、2021 年 12 月の改正を経て 2023 年 1 月から適用が開始されている。IFRS 第 17 号は、適用対象となる保険契約の認識、測定、表示及び開示に関する原則を定める包括的な会計基準であり、国際的にはこれに基づく財務報告が行われている。
3. また、米国会計基準においても、ASC Topic 944「金融サービスー保険契約」により保険契約に関する認識、測定、表示及び開示に関する要求事項が体系的に整理されている。

(我が国の会計基準における体系上の課題)

4. 我が国の会計基準においては、収益認識、金融商品、リース等の主要な領域について包括的な会計基準が整備されている。一方、保険契約に関する会計処理については、保険業法等に基づく規制や監督上の要請、日本公認会計士協会が公表している業種別監査委員会報告等及び実務慣行等を踏まえて運用されているため、ASBJ の会計基準として認識、測定、表示及び開示の原則等が体系的に整理されている状況にはない。

(2025 年 12 月公表の中期運営方針)

5. 2025 年 12 月に公表した当委員会の中期運営方針では、指定国際会計基準を用いて連結財務諸表を作成している上場会社等が増加していること、2022 年 4 月に東京証券取引所により市場区分の見直しが行われプライム市場は「グローバルな投資家との建設的な対話を中心に据えた企業向けの市場」とであるとされている状況を踏まえ、我が国の資本市場への信認を確保する観点から、当該市場で用いられる日本基準を高品質で国際的に整

合性のあるものとして維持・向上を図るべく基準開発を継続することとしている。当該方針のもと、具体的な検討を行う領域として金融商品及び保険契約を挙げている。

6. このうち、保険契約全般に関する会計基準の開発については、特に保険会社においては保険契約から生じる負債が関連する資産と密接な関係にあることから、金融商品の分類及び測定に関する議論と合わせて、国際的な動向や関連法令との関係を踏まえながら、着手に関する議論を行うとしている。また、その際、金融商品と保険契約に関する両会計基準の開発に関するロードマップを策定し、当該ロードマップに基づいて検討を進めることとしている。

(IFRS 任意適用会社の増加)

7. 我が国においては、IFRS 会計基準を任意適用して連結財務諸表を作成する保険会社が増加している（2026 年 9 月現在、上場企業数 8 社）。この結果、保険業界内においても、日本基準及び IFRS 会計基準に基づく財務情報が併存している状況にある。
8. また、保険業法に基づき監督官庁へ提出する業務報告書等や、財務諸表利用者向けに開示する説明書類等についても、IFRS 会計基準を任意適用した連結財務諸表を用いることが認められている。

(関連プロジェクトの進展)

9. 金融商品の分類及び測定については、第 571 回企業会計基準委員会（2026 年 2 月 24 日開催）において、金融商品の分類及び測定（減損プロジェクトの範囲に含めた領域を除く。）の見直しに着手することが了承された。また、ロードマップの策定においては、金融資産と保険契約から生じる負債との対応関係を検討する必要があることから、金融商品と保険契約に関する両会計基準の開発について一定程度並行して進めることを含めて検討するという分析をお示しし、この点について異論は聞かれなかった。

(ソルベンシー・マージン比率に関する規制の導入)

10. 保険監督規制の分野において、我が国では保険契約者等の保護を図るための監督上の指標であるソルベンシー・マージン比率の規制が 2025 年 7 月に改正され、保険会社の資産及び負債を経済価値ベースで評価する考え方が取り入れられ、2026 年 3 月末から適用が開始されている。

III. 保険契約全般に関する会計基準のあり方の検討

11. 本資料第2項から前項に記載した保険契約全般に関する会計基準に関連する状況を踏まえると、保険契約全般に関する会計基準のあり方についての検討を開始することが考えられる。
12. 当該検討において、本プロジェクトは現時点で IFRS 第 17 号をそのまま日本基準に取り込むことを前提とするものではないが、保険契約に関する国際的な会計基準として IFRS 第 17 号が広く適用されている状況に加え、金融商品の分類及び測定に関する基準開発について IFRS 第 9 号「金融商品」を参考として検討を進めていることとの整合性を踏まえ、IFRS 第 17 号を出発点として分析を行うことが考えられる。
13. これらの検討を行った後、保険契約全般に関する会計基準の着手に関する議論を行うことが考えられる。また、着手に関する議論を踏まえ、金融商品と保険契約に関する両会計基準の開発に関するロードマップの策定に関する議論を行うことが考えられる。

ディスカッション・ポイント

本日のご説明について、ご意見を伺いたい。

以 上